

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年4月17日
【計算期間】	第8期（自 平成20年1月31日 至 平成21年1月30日）
【ファンド名】	フランクリン・テンプルトン 日本株オープン （以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。なお、ファンドの愛称として、「日本丸」という名称を用いることがあります。）
【発行者名】	フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松本 幸三
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目14番1号
【事務連絡者氏名】	長谷川 格
【連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目14番1号
【電話番号】	03-3535-1260
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、主として「フランクリン・テンプルトン 日本株マザーファンド」（以下「親投資信託」または「マザーファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、わが国の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

②信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引き受けを証する書面を委託会社に交付します。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

③基本的性格

当ファンドは次に掲げる商品分類および属性区分※に該当します。

※ 社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に定める商品分類および属性区分をいいます。

1. 商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内 海外 内外	株式
追加型投信		債券
		不動産投信
		その他資産
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2. 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり
一般	年2回	（日本を含む）		なし
大型株	年4回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	
中小型株	年6回（隔月）	北米		
債券	年12回（毎月）	欧州		
一般	日々	アジア		
国債	その他	オセアニア		
社債		中南米		
その他債券		アフリカ		
クレジット属性		中近東（中東）		
不動産投信		エマージング		
その他資産（投資信託証券（株式 一般））				
資産複合				
資産配分固定型				

資産配分変更型				
---------	--	--	--	--

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドの商品分類および属性区分の定義は以下の通りです。

1. 商品分類

●単位型・追加型

追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

●投資対象地域

国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

●投資対象資産

株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

2. 属性区分

●投資対象資産

その他資産：株式、債券、不動産投信以外のものをいう。

※株式 一般：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株あるいは中小型株に投資する旨の記載があるもの以外の全てのものをいう。

●決算頻度

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

●投資対象地域

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

●投資形態

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

●為替ヘッジ

なし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

◆社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分の定義については、同協会ホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）でご覧いただけます。

④特色

1 わが国の株式に幅広く投資します。

主として「フランクリン・テンプルトン 日本株マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、わが国の株式に投資します（ファミリーファンド方式）。

なお、資金の流出入に応じて、株価指数先物取引等を利用することがあります。

2 特定の投資スタイル等にとらわれない運用を行います。**3 グローバルな視点で投資戦略の策定を行います。**

投資戦略の策定にあたりましては、わが国の経済、社会、企業、技術等の潮流の変化をグローバルな視点で見極めることにより、マクロ、ミクロの両面で日本株式市場を評価・分析します。

4 組入銘柄の選定は、ボトムアップ・アプローチで行います。

投資対象銘柄の選定は、流動性、健全性等を勘案した銘柄群の中から、企業の成長性と株価の割安度の双方で個別銘柄を評価するダイナミックGARPの考え方と、企業訪問等による調査・分析（ボトムアップ・アプローチ）結果をもとに行うことを基本とします。

5 TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとして、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

※TOPIX（東証株価指数）は、東京証券取引所が算出・公表しています。また、同指数の標章、数値及びそこに含まれるデータに対する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

6 株式組入比率は、高位を維持することを基本とします。

株価指数先物取引等を含む実質的な株式組入比率は、高位を維持することを基本とします。

特定の投資スタイル等にとらわれない運用

バリュー株投資（割安株投資）、グロース株投資（成長株投資）等の投資スタイルや大型株、小型株等の銘柄属性に制約を設ける運用ではなく、中長期的に市場の変化をとらえながら、あらゆる投資環境に柔軟に対応する運用を行います。



ダイナミックGARPアプローチ

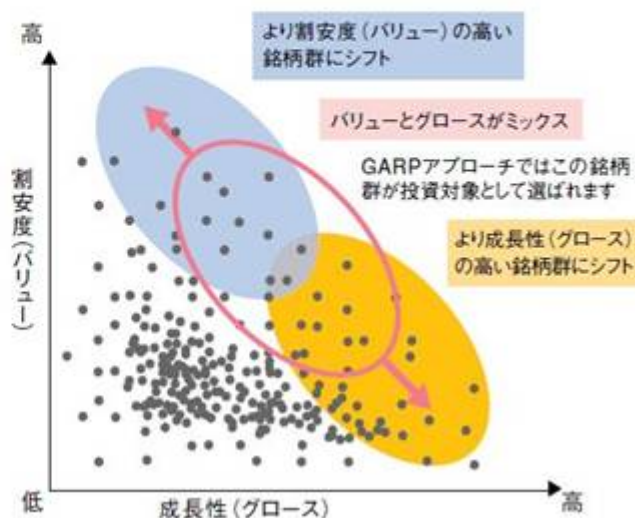
ダイナミックGARPによるスクリーニングでは、ファンドマネージャーの判断によって投資対象がより割安度（バリュー）の高い銘柄群やより成長性（グロース）の高い銘柄群にシフトされます。

成長性指標

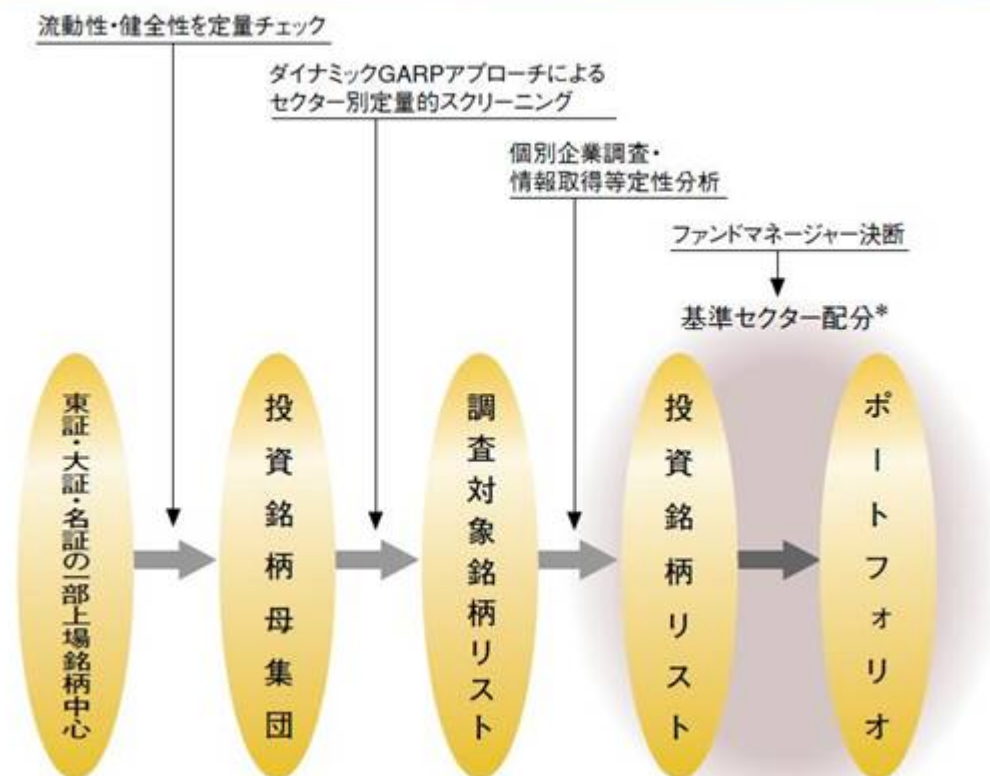
ROE（株主資本利益率）、
EPSモメンタム（1株あたり利益の変化率）、
売上高変化率など

割安度指標

修正PBR（株価純資産倍率）、
PCFR（株価キャッシュフロー倍率）、
PER（株価収益率）の変化率など



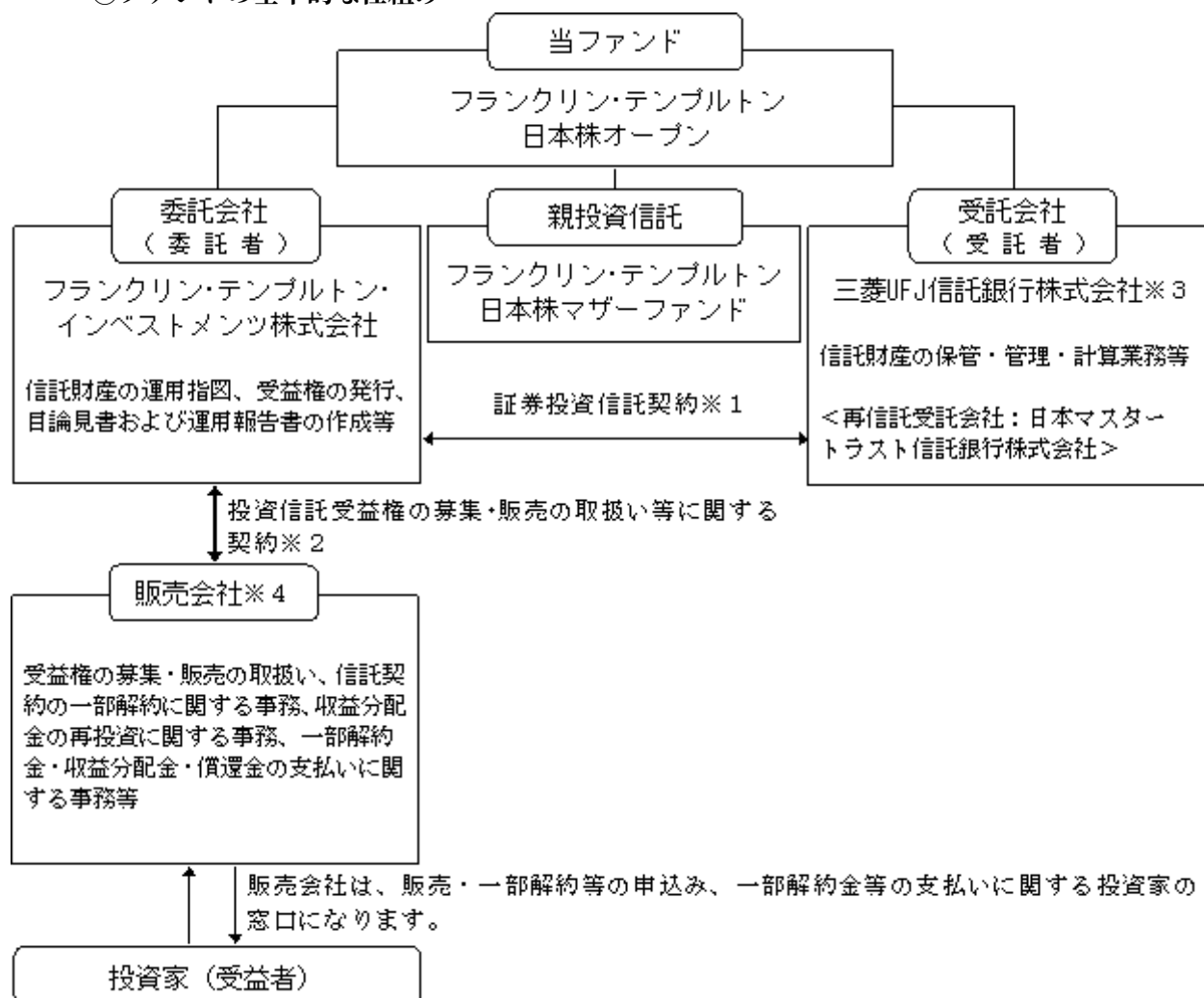
銘柄選択プロセス



*基準セクター配分は、定量分析、ファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析の結果を基に決定される当ファンドの業種配分計画です。

(2) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの基本的な仕組み



※1 当ファンドの投資方針、運用制限および設定・解約等に関する主な事項等が規定されており、当ファンドの基礎となる重要な契約です。

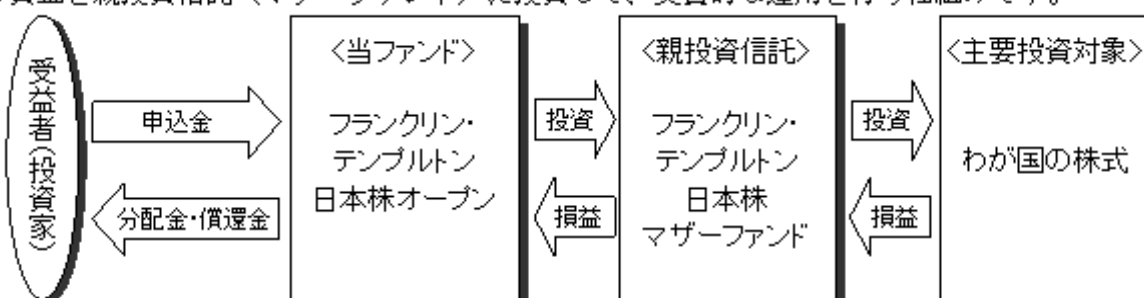
※2 委託会社が委託する投資信託の受益権の募集・販売および一部解約にかかる業務の内容ならびにこれらの業務に関する事務手続等が規定されています。

※3 受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

※4 取扱販売会社については委託会社にお問い合わせ下さい。

◆ファミリーファンド方式◆

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめて当ファンド（フランクリン・テンプルトン 日本株オープン）とし、その資金を親投資信託（マザーファンド）に投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



②委託会社の概況

- (a)名称 フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社
- (b)代表者の役職氏名 代表取締役社長 松本 幸三
- (c)本店の所在の場所 東京都中央区京橋二丁目14番1号
- (d)資本金の額 490,000千円（平成21年2月末日現在）
- (e)委託会社の沿革
- | | |
|------------|--|
| 平成8年9月25日 | テンプルトン投資顧問株式会社設立 |
| 平成9年2月28日 | 証券投資顧問業者登録 |
| 平成9年11月28日 | 投資一任契約業務の認可取得 |
| 平成12年7月3日 | フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社に商号変更 |
| 平成12年9月26日 | 証券投資信託委託業の認可取得 |
| 平成15年9月30日 | フィデュシャリー・トラスト・インターナショナル投資顧問株式会社と合併 |
| 平成19年9月30日 | 証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の金融商品取引業者（投資運用業及び投資助言・代理業）の登録 |

(f)大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
テンプルトン・インターナショナル・インク	アメリカ合衆国デラウェア州 ニューキャッスル郡ウィルミントン市オレンジストリート 1209	9,800株	100%

（平成21年2月末日現在）

(g)委託会社が属するグループの概要

委託会社は、米国において60年以上の歴史を持ち、フランクリン、テンプルトン等のブランドで広く親しまれている独立系資産運用グループ、フランクリン テンプルトン インベストメンツの一員です。

フランクリン テンプルトン インベストメンツは、世界30ヵ国50以上の拠点を通じて、多様な運用商品やサービスをグローバルに提供しています。

（平成21年2月末日現在）

●フランクリン テンプルトン インベストメンツの歩み

米国投資信託業界初の グローバル株式ファンド 「テンプルトン・グロース・ファン」 を設定		フランクリン・リソース・インクが ニューヨーク証券取引所に上場		ハイネ・セキュリティーズ社と 同社のバリュー投資で実績 のある投資信託「ミューチュアル・ シリーズ・ファン」を買収		グループの運用総資産が 5,000億米ドルを突破	
1954		1986		1996		2006	
1947 ルーパー・H・ジョンソン氏が 当グループの前身である フランクリン・ディストリビューターズ社を ニューヨークに設立		1970 「フランクリン USガバメント セキュリティーズ・ファン」 を設定		1992 グローバル株式投資で 実績のある テンプルトン・ガブレイス & ハンス・バーガー社を買収		2001 機関投資家および富裕層向け ビジネスに強みを持つ フィデュシャリー・トラスト・カンパニー インターナショナル社を買収	

（2009年2月末日現在、グループの運用総資産 3,776億米ドル）

2【投資方針】

（1）【投資方針】

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

（a）わが国の経済、社会、企業、技術等の潮流の変化をグローバルな視点で見極めることにより、マクロ、ミクロの両面で日本株式市場を評価・分析し、バリュー株投資（割安株投資）、グロース株投資（成長株投資）等の投資スタイルや大型株、小型株等の銘柄属性に制約を設ける運用ではなく、中長期的に市場の変化を捉えながら、あらゆる投資環境に柔軟に対応する運用を行います。TOPIX（東証株価指数）※をベンチマークとして、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

※ TOPIX（東証株価指数）は、東京証券取引所が算出・公表しています。また、同指数の標章、数値及びそこに含まれるデータに対する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

（b）実質組入銘柄選択は以下の方法で行うことを基本とします。

（i）東京証券取引所、大阪証券取引所および名古屋証券取引所の各一部上場銘柄から流動性、健全性を勘案した約600銘柄の母集団を構築します。

（ii）上記600銘柄について成長性指標（*）、割安度指標（**）の双方を算出、業種別に相対的なマトリクス評価を行い、ダイナミックGARPアプローチ（***）によって300～400銘柄に絞込みます。

（*）成長性指標－ROE（株主資本利益率）、EPSモメンタム（1株当たり利益の変化率）、売上高予想変化率、予想経常利益の修正率

（**）割安度指標－修正PBR（株価純資産倍率）、PER（株価収益率）の変化率、PCFR（株価キャッシュフロー倍率）

（***）ダイナミックGARPアプローチ－銘柄スクリーニングのための相対評価にあたって、経済状況、市況・需給動向などを勘案し、一定の範囲内で成長性と割安度のバランスを変化させます。

（iii）上記300～400銘柄を調査対象銘柄として、ファンドマネージャーおよびアナリストが、直接の企業訪問、情報取得等の一次情報を重視した調査・分析を行い、組入銘柄を選択します。

（iv）上記（i）の母集団選定市場以外の市場の銘柄については、流動性、健全性を考慮しながら、成長性、収益性を個別に判断し、組入銘柄とすることがあります。

（c）業種配分については、以下の分析結果を勘案して、ベンチマーク（TOPIX）からの乖離幅を決定します。

（i）定量的分析…各業種の成長性指標、割安性指標をもとに定量的にスコアリングします。

（ii）ファンダメンタルズ分析…循環要因と構造要因に分けて評価します。

・循環要因…各種セミマクロ指標の循環的な変化に着目します。

・構造要因…経済・社会・技術の変化など産業を構造的に変革させる事象に注目します。

（iii）バリュエーション分析…時系列およびクロス・セクションでPER、PBRを分析します。

（d）上記（b）の個別銘柄選択の後、上記（c）で決定された業種配分ウェイトによりポートフォリオを組成します。

（e）ポートフォリオ組成後、リスク指標のモニタリングを行います。

（f）株価指数先物取引等を含む株式の実質的な組入比率は、高位（原則として信託財産の純資産総額の90%以上程度）を維持することを基本とします。

（g）ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（h）国内の証券取引所において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、国内の取引所における通貨にかかる先物取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。

- (i) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。
- (j) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- (k) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付を行うことができます。

(2) 【投資対象】

主として「フランクリン・テンプルトン 日本株マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、わが国の株式に投資します。わが国の株式に直接投資することもあります。

①投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「（5）投資制限 ①信託約款に定められた投資制限 8.、9. および10.」に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権（イ. およびニ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

②有価証券および金融商品の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証書と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1. から11. までの証券または証書の性

質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前記21. の有価証券の性質を有するもの
なお、前記1. の証券または証書ならびに前記12. および前記17. の証券または証書のうち前記1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前記2. から6. までの証券、前記12. および前記17. の証券または証書のうち前記2. から6. までの証券の性質を有するものならびに前記14. の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、前記13. の証券および前記14. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

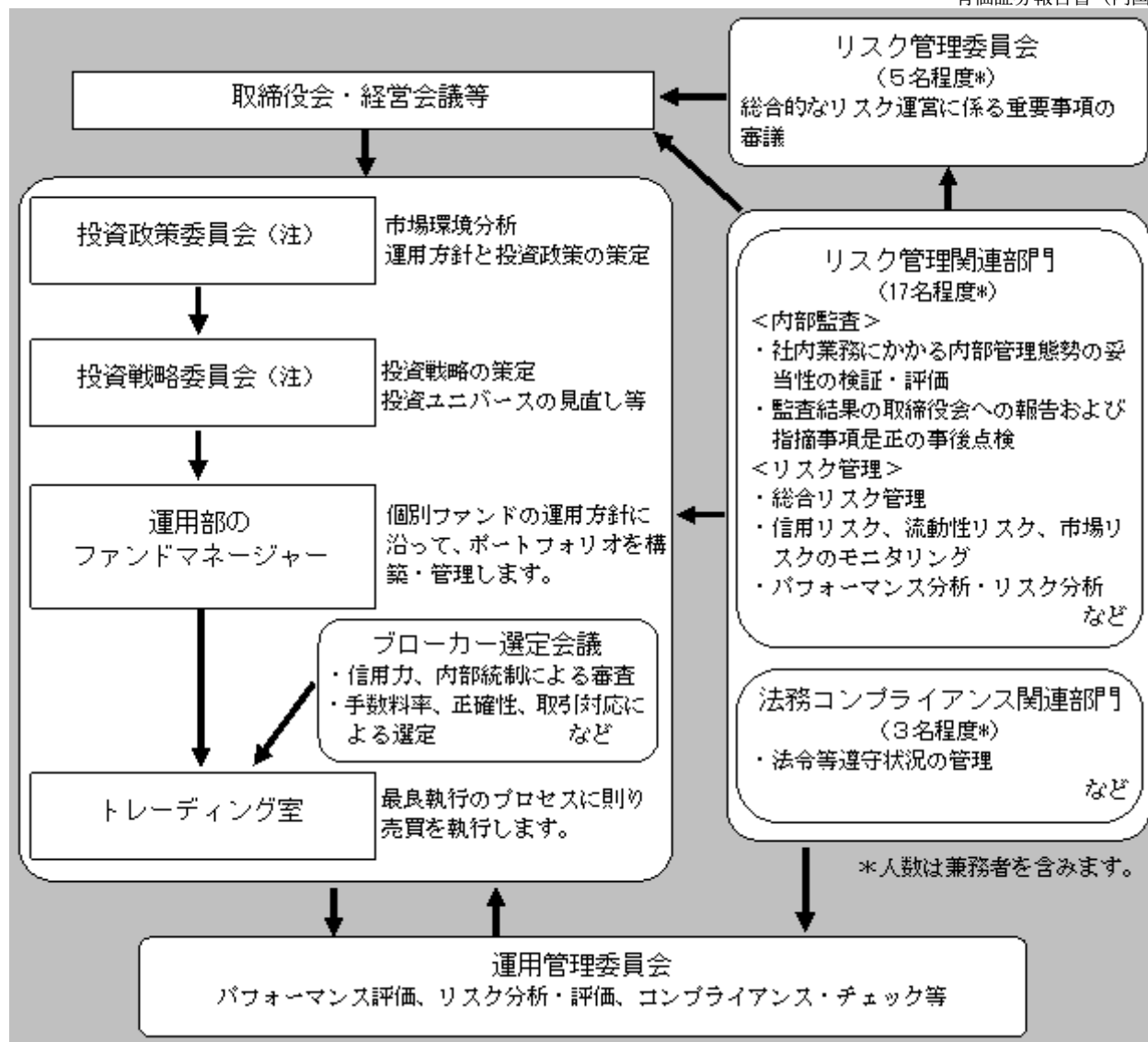
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5. の権利の性質を有するもの

前記②にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記1. ～6. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

当ファンドの運用に係る意思決定については、投資政策委員会で運用方針の策定をした後、投資戦略委員会で具体的な投資戦略を策定する体制としております。運用管理委員会で、投資政策委員会で決定された方針に沿った運用が行われているかについての分析等を行うとともに、運用管理部、リスク管理部、法務コンプライアンス部がモニタリングを行っています。

◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織は以下の通りです。



（注）「投資政策委員会」

委員長：運用本部長

メンバー：運用本部長、運用部職員、調
査部職員、委員長の指名す
る者

開催頻度：原則として月1回以上開催

「投資戦略委員会」

委員長：運用本部長

メンバー：運用本部長、運用部長、調査
部長、その他委員長の指名す
る者

開催頻度：原則として月1回以上開催

《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制》

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、「証券投資信託における資産管理業務及び証券投資信託委託事務代行業務に係る内部統制の整備及び運用状況の報告書」を、受託会社より受け取っております。

ファンドの運用体制等は平成21年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

①収益分配方針

毎決算時（原則として毎年1月30日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

（a）分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価損益を含みま

す。）等の全額とします。

- (b) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準および市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- (c) 留保額の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②収益の分配方式

信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

③収益分配金の支払い

- (a) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。
- (b) 前記(a)にかかわらず、自動けいぞく投資契約にしたがって結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

①信託約款に定められた投資制限

1. 投資する株式等の範囲

- (i) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ii) 前記(i)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

2. 株式等への実質投資割合の制限

- (i) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- (ii) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

3. 同一銘柄の株式等への実質投資割合の制限

- (i) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- (ii) 同一発行体の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (iii) 同一発行体の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

4. 投資信託証券への実質投資割合の制限

マザーファンドの受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

5. 外貨建資産への実質投資割合の制限

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

6. 特別の場合の外貨建有価証券への実質投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には制約されることがあります。

7. 信用取引の指図および範囲

- (i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けことの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしします。
- (ii) 前記(i)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (iii) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(ii)の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとしします。

8. 先物取引等の運用指図

- (i) 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとしします（以下同じ。）。
- (ii) 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (iii) 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

9. スワップ取引の運用指図

- (i) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (iv) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

10. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- (i) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ii) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (iv) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

＊ 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

＊ 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

11. 有価証券の貸付の指図および範囲

- (i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を下記の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有す

る公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

- (ii)前記(i)1)および2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (iii)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

12. 公社債の空売りの指図および範囲

- (i)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ii)前記(i)の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (iii)信託財産の一部解約等の事由により、前記(ii)の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

13. 公社債の借入れの指図および範囲

- (i)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ii)前記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (iii)信託財産の一部解約等の事由により、前記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (iv)前記(i)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

14. 外国為替予約の指図

- (i)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (ii)前記(i)の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (iii)前記(ii)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

15. 資金の借入れ

- (i)委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ii)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日

以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

16. 受託会社による資金の立替え

(i) 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ii) 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

(iii) 前記(i)および(ii)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

②投資信託及び投資法人に関する法律、金融商品取引法等の関係法令に基づく投資制限

1. 同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

2. デリバティブ取引に関する投資制限

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

(参考) マザーファンドの概要

「フランクリン・テンプレートン 日本株マザーファンド」

1. 基本方針

マザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①わが国の経済、社会、企業、技術等の潮流の変化をグローバルな視点で見極めることにより、マクロ、ミクロの両面で日本株式市場を評価・分析し、バリュース株投資（割安株投資）、グロース株投資（成長株投資）等の投資スタイルや大型株、小型株等の銘柄属性に制約を設ける運用ではなく、中長期的に市場の変化を捉えながら、あらゆる投資環境に柔軟に対応する運用を行います。TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとして、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

②組入銘柄選択は以下の方法で行うことを基本とします。

<1>東京証券取引所、大阪証券取引所および名古屋証券取引所の各一部上場銘柄から流動性、健全性を勘案した約600銘柄の母集団を構築します。

<2>上記600銘柄について成長性指標（*）、割安度指標（**）の双方を算出、業種別に相対的なマトリクス評価を行い、ダイナミックGARPアプローチ（***）によって300～400銘柄に絞込みます。

（*）成長性指標－ROE（株主資本利益率）、EPSモメンタム（1株当たり利益の変化率）、売上高予想変化率、予想経常利益の修正率

（**）割安度指標－修正PBR（株価純資産倍率）、PER（株価収益率）の変化率、PCFR（株価キャッシュフロー倍率）

（***）ダイナミックGARPアプローチ－銘柄スクリーニングのための相対評価にあたって、経済状況、市況・需給動向などを勘案し、一定の範囲内で成長性と割安度のバランスを変化させます。

<3>上記300～400銘柄を調査対象銘柄として、ファンドマネージャーおよびアナリストが、直接の企業訪問、情報取得等の一次情報を重視した調査・分析を行い、組入銘柄を選択します。

<4>上記<1>の母集団選定市場以外の市場の銘柄については、流動性、健全性を考慮しながら、成長性、収益性を個別に判断し、組入銘柄とすることがあります。

③業種配分については、以下の分析結果を勘案して、ベンチマーク（TOPIX）からの乖離幅を決定します。

<1>定量的分析…各業種の成長性指標、割安性指標をもとに定量的にスコアリングします。

<2>ファンダメンタルズ分析…循環要因と構造要因に分けて評価します。

・循環要因…各種セミマクロ指標の循環的な変化に着目します。

・構造要因…経済・社会・技術の変化など産業を構造的に変革させる事象に注目します。

<3>バリュエーション分析…時系列およびクロス・セクションでPER、PBRを分析します。

④上記②の個別銘柄選択の後、上記③で決定された業種配分ウェイトによりポートフォリオを組成します。

⑤ポートフォリオ組成後、リスク指標のモニタリングを行います。

⑥株価指数先物取引等を含む株式の実質的な組入比率は、高位（原則として信託財産の純資産総額の90%以上程度）を維持することを基本とします。

⑦ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑧国内の証券取引所において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、国内の取引所における通貨にかかる先物取引、金利にかかる先物取引、および金利にか

かるオプション取引ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。

- ⑨信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。
- ⑩信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑪信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付を行うことができます。

(3) 投資の対象とする資産の種類

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「(6) 投資制限 ①信託約款に定められた投資制限 8.、9. および10.」に定めるものに限り

ます。）

ハ. 金銭債権（イ. およびニ. に掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

(4) 有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証券
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券および新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい

い、有価証券に係るものに限り。）

17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前記21.の有価証券の性質を有するもの
- なお、前記1.の証券または証書ならびに前記12.および前記17.の証券または証書のうち前記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前記2.から6.までの証券、前記12.および前記17.の証券または証書のうち前記2.から6.までの証券の性質を有するものならびに前記14.の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、前記13.の証券および前記14.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

(5) 金融商品の指図範囲等

委託会社は、信託金を、前記(4)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの

前記(4)にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記1.～6.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(6) 投資制限

①信託約款に定められた投資制限

1. 投資する株式等の範囲

- (i) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ii) 前記(i)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

2. 株式等への投資割合の制限

- (i) 株式への投資割合には制限を設けません。
- (ii) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

3. 同一銘柄の株式等への投資割合の制限

- (i) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- (ii) 同一発行体の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (iii) 同一発行体の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存

在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

4. 投資信託証券への投資割合の制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

5. 外貨建資産への投資割合の制限

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

6. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

7. 信用取引の指図および範囲

- (i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ii) 前記(i)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (iii) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(ii)の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

8. 先物取引等の運用指図

- (i) 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。
- (ii) 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (iii) 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

9. スワップ取引の運用指図

- (i) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (iv) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

10. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図

- (i) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
- (ii) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものに

ついてはこの限りではありません。

- (iii) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (iv) 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

11. 有価証券の貸付の指図および範囲

- (i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を下記の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ii) 前記(i) 1) および2) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (iii) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

12. 公社債の空売りの指図および範囲

- (i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ii) 前記(i)の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (iii) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(ii)の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

13. 公社債の借入れの指図および範囲

- (i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ii) 前記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (iii) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (iii) 前記(i)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

14. 外国為替予約の指図

- (i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (ii) 前記(i)の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (iii) 前記(ii)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

15. 受託会社による資金の立替え

- (i) 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託

会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

- (ii) 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- (iii) 前記(i)および(ii)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

②投資信託及び投資法人に関する法律、金融商品取引法等に基づく投資制限

1. 同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

2. デリバティブ取引に関する投資制限

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドの運用により生じた利益および損失はすべて投資家の皆様に帰属します。

取得申込者は、当ファンドにかかる以下のリスクを認識することが求められます。

（なお、当ファンドのリスクは以下に限定されるものではありませんのでご留意下さい。）

①価格変動リスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じてわが国の株式などの値動きのある有価証券等に投資します。したがって、当ファンドの基準価額は、マザーファンドが組入れたこれら有価証券等の市場価格の変動による影響を受けます。なお、外貨建資産への投資を行う場合には、為替相場の変動による影響を受けることがあります。

②流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、不測の損失を被ることがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額はその影響を受けることがあります。

③信用リスク

保有する有価証券等の発行体および有価証券等の取引の相手方の経営・財務状況の変化ならびにそれらに関する外部評価の変化等により、損失を被ることがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額はその影響を受けることがあります。

(2) 留意点

①ベンチマークおよび運用目標に関する事項

当ファンドおよび当ファンドが投資するマザーファンドのベンチマークはTOPIX（東証株価指数）です。当ファンドは、中長期的に、ベンチマークを上回る投資成果を目指しておりますが、ベンチマークに対して一定の投資成果を保証するものではありません。また、ベンチマークと連動することを目指すものでもありません。

②追加設定・一部解約による資金流出入に伴う影響

ファンドの追加設定および一部解約による資金の流出入に伴い、基準価額が影響を受ける可能性があります。

③信託の途中終了

後記「第二部 ファンドの詳細情報 第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 （5）その他（a）信託の終了」による信託契約の解約により、当ファンドが信託期間の途中で終了することがあります。

④法令・税制・会計方法等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は、今後、変更される可能性があります。

(3) 投資リスク管理体制

前記「(1) 投資リスク」を管理するために月次単位で下記の運用管理委員会を開催しています。

「運用管理委員会」

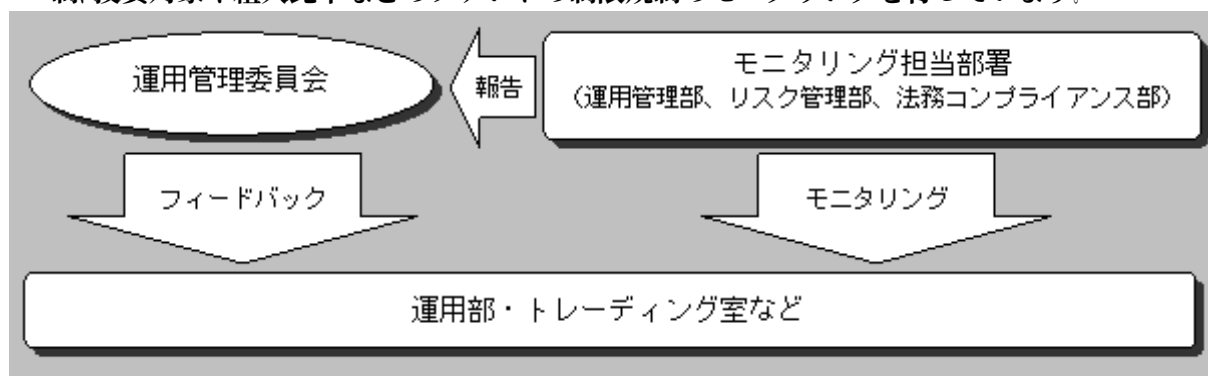
委員長：代表取締役社長

メンバー： 代表取締役社長、運用管理部長、法務コンプライアンス部長、リスク管理部長、トレーディング室長、運用本部長、運用部長、調査部長、その他委員長の指名する者

審議事項： パフォーマンス評価、リスク分析・評価、コンプライアンス・チェック等

開催頻度： 原則として月1回以上開催

また、投資リスクの管理のため、社内規程として「運用モニタリング規程」を制定し、運用管理部、リスク管理部によるモニタリング体制を構築しています。運用管理部はパフォーマンス分析・リスク分析、リスク管理部は信用リスク・流動性リスク・市場リスクのモニタリングを行っています。なお、当規程により、法務コンプライアンス部は作為的相場形成や利益相反取引（ファンド間取引等）などの取引規制、投資対象や組入比率などのファンドの制限規制のモニタリングを行っています。



4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

お申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額です。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

（a）償還乗換え優遇措置

「償還乗換え優遇措置」とは取得申込日の属する月の前3ヵ月の初日以降に償還となった証券投資信託※1の償還金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権の取得申込みをする場合※2、お申込手数料をいただかないことをいいます。当ファンドでは、販売会社によってはこの取扱いを行っていない場合があります。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類をご提示いただくことがあります。

※1 信託期間を延長した証券投資信託にあっては、償還金の中に当初の信託終了日以降における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。

イ. 追加型証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものを、信託期間を延長した証券投資信託とみなします。

ロ. 単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本のいずれか大きい額を償還金とみなします。

※2 償還金の額を超えてお求めいただく場合の追加投資部分にかかる手数料率は総合計（全体）にかかる料率が適用されます。

（b）追加型投信償還乗換え

販売会社は、取得申込みが次の（i）から（iv）までの条件をすべて満たす場合に、当ファンドにかかる受益権のお申込手数料率を独自に定めることができます。

（i）取得申込者が追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者である場合

（ii）取得申込者が当該受益権のお申込みを当該販売会社で行った場合

（iii）当該追加型証券投資信託の信託終了日の一年前以内である場合

（iv）当該販売会社が定める一定の期間内に当該追加型証券投資信託の受益権の買取り請求にかかる売却代金または一部解約代金をもって当該取得申込者がお申込みを行う場合

（c）販売会社毎の優遇措置

販売会社は、取得申込者の当ファンドにかかる受益権の取得申込みが、販売会社が別に定める一定の要件を満たしている場合に、当ファンドにかかるお申込手数料率を独自に定めることができます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

(2) 【換金（解約）手数料】

①換金手数料

ご換金にあたって換金（解約）手数料はかかりません。

②信託財産留保額

ご換金時に、換金請求受付日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）が控除されます。

※ 信託財産留保額とは、信託期間の途中で一部解約（換金）する場合に、投資信託の運用の安定性を高めるのと同時に長期保有される受益者との公平性を確保するために信託財産中に留保されるものです。

(3) 【信託報酬等】

計算期間を通じて、信託財産の純資産総額に対し、年1.575%（税抜1.5%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として毎日計算され、信託財産の費用として計上されます。信託報酬（年率）の配分は、以下の通りとします。

合計	委託会社	販売会社	受託会社
年1.575%	年0.735%	年0.735%	年0.105%
（税抜1.50%）	（税抜0.70%）	（税抜0.70%）	（税抜0.10%）

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。以下同じ。）および毎計算期末または、信託終了のとき信託財産中から支弁されます。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁時に信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②信託財産にかかる監査費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産中から支弁します。

③ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料等の有価証券取引にかかる手数料、先物・オプション取引に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

④ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（５）【課税上の取扱い】

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

①個人、法人別の課税の取扱いについて

a. 個人の受益者に対する課税

●収益分配時

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行うことにより、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

ただし、源泉徴収税率の特例措置として、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの3年間は、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われます。1年間に受け取る普通分配金など上場株式等の配当等（年間の受取金額が1万円以下の銘柄は除きます。）の金額の合計額が100万円以下の場合には、10%の税率が適用され、申告不要の特例があります。当該合計額が100万円を超える場合、申告不要の特例は適用されず、確定申告が必要となります。この場合、総合課税または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、100万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、100万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

●一部解約時および償還時

個人の受益者が支払いを受ける一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得等として20%（所得税15%および地方税5%）の申告分離課税が適用されます。

ただし、特例措置として、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの3年間は、1年間の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額のうち500万円以下の部分については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。源泉徴収選択口座においては申告不要の特例があります。なお、譲渡所得等の金額の合計額が500万円を超える場合は、500万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、500万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。この場合、源泉徴収選択口座における申告不要の特例は適用されません。

一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）がある場合には、確定申告により、他の上場株式等の譲渡益および配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益を通算することができます。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15%（所得税15%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率で源泉徴収されます。源泉徴収された税金は保有期間に応じて法人税から控除される場合があります。当ファンドは益金不算入制度の対象です。

②一部解約時および償還時の課税対象について

個人の受益者の場合は一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益）が、法人の受益者の場合は一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

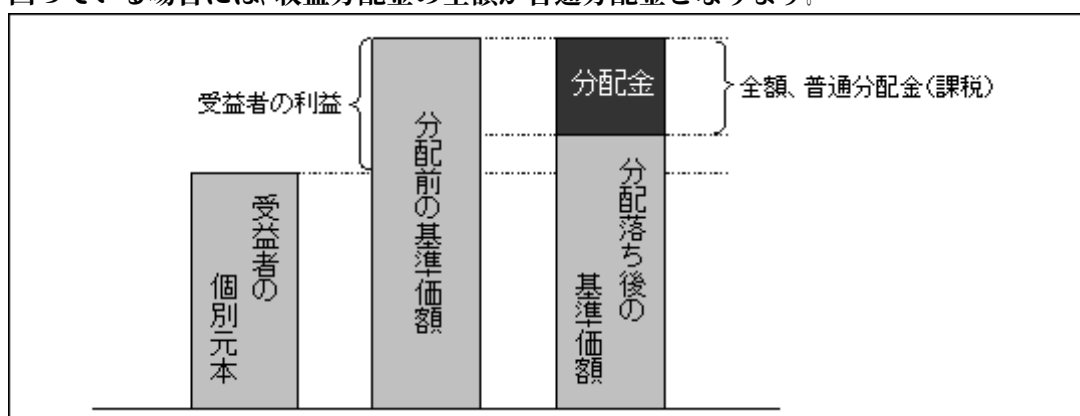
③個別元本について

- a. 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時のファンドの受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 受益者が同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

④収益分配金の課税について

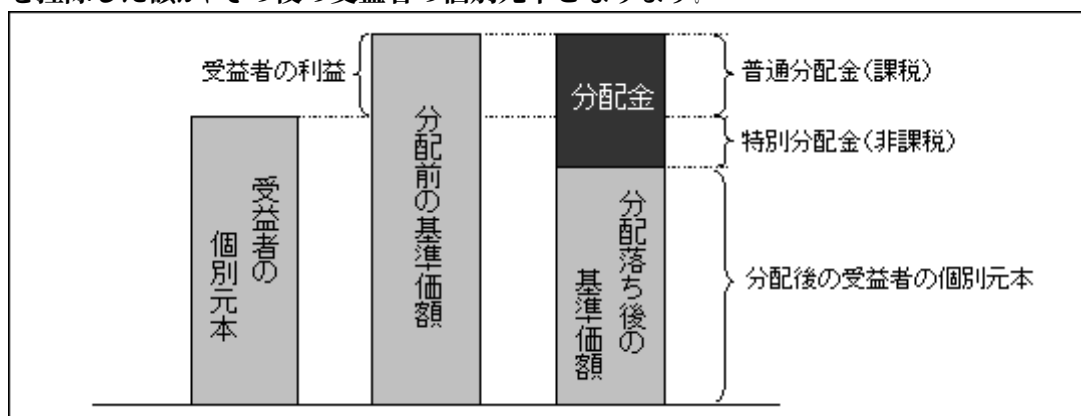
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区別があります。

- i) 収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。



※上図は理論的特徴を示すことを意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。

- ii) 収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した額が普通分配金となります。
 なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※上図は理論的特徴を示すことを意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。

- ◆税法が改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。
- ◆課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にお問い合わせ下さい。

5【運用状況】

以下は平成21年2月27日現在の運用状況であります。

なお、投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいい、小数点以下3桁目を四捨五入し、小数点以下2桁目まで表示しております。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	3,527,415,819	100.13
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		△4,444,438	△0.13
合計（純資産総額）		3,522,971,381	100.00

<参考>

マザーファンドの投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	7,594,566,910	97.77
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		172,835,577	2.23
合計（純資産総額）		7,767,402,487	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	時価単価（円）	時価金額（円）	投資比率（％）
1	日本	親投資信託受益証券	フランクリン・テンプルトン日本株マザーファンド	5,592,858,442	0.6742	3,770,705,162	0.6307	3,527,415,819	100.13

種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.13
合計	100.13

<参考>

マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	104,500	2,945.26	307,779,700	3,180.00	332,310,000	4.28
2	日本	株式	東京電力	電気・ガス業	116,100	2,830.00	328,563,000	2,775.00	322,177,500	4.15
3	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	639,300	510.00	326,043,000	454.00	290,242,200	3.74
4	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	50,600	4,400.00	222,640,000	4,250.00	215,050,000	2.77
5	日本	株式	パナソニック	電気機器	154,700	1,095.52	169,478,049	1,154.00	178,523,800	2.30
6	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	54,300	3,650.00	198,195,000	3,170.00	172,131,000	2.22
7	日本	株式	三井物産	卸売業	182,000	985.34	179,333,693	920.00	167,440,000	2.16
8	日本	株式	三菱重工業	機械	596,000	345.00	205,620,000	278.00	165,688,000	2.13
9	日本	株式	任天堂	その他製品	5,700	27,640.49	157,550,832	28,490.00	162,393,000	2.09
10	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	67,900	2,107.36	143,090,169	2,390.00	162,281,000	2.09
11	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	67,600	2,435.00	164,606,000	2,260.00	152,776,000	1.97
12	日本	株式	KDDI	情報・通信業	288	570,000.00	164,160,000	517,000.00	148,896,000	1.92
13	日本	株式	三菱商事	卸売業	108,100	1,221.00	131,990,100	1,244.00	134,476,400	1.73
14	日本	株式	関西電力	電気・ガス業	55,200	2,485.00	137,172,000	2,365.00	130,548,000	1.68
15	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	59,400	2,435.00	144,639,000	2,195.00	130,383,000	1.68
16	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	30,900	4,059.62	125,442,400	3,990.00	123,291,000	1.59
17	日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	301,000	427.00	128,527,000	394.00	118,594,000	1.53
18	日本	株式	三菱地所	不動産業	112,000	1,211.00	135,632,000	1,007.00	112,784,000	1.45
19	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	698	158,400.00	110,563,200	153,900.00	107,422,200	1.38
20	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	10,400	11,540.00	120,016,000	9,950.00	103,480,000	1.33
21	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	17,100	6,150.00	105,165,000	5,850.00	100,035,000	1.29
22	日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	73,500	1,160.00	85,260,000	1,353.00	99,445,500	1.28
23	日本	株式	三井住友海上グループホールディングス	保険業	39,700	2,385.00	94,684,500	2,370.00	94,089,000	1.21
24	日本	株式	楽天	サービス業	1,779	53,300.00	94,820,700	50,600.00	90,017,400	1.16
25	日本	株式	クボタ	機械	180,000	498.67	89,761,386	476.00	85,680,000	1.10
26	日本	株式	新日本石油	石油・石炭製品	176,000	430.86	75,831,360	471.00	82,896,000	1.07
27	日本	株式	京セラ	電気機器	13,800	5,872.61	81,042,128	5,850.00	80,730,000	1.04
28	日本	株式	キャノン	電気機器	30,100	2,506.98	75,460,248	2,540.00	76,454,000	0.98
29	日本	株式	積水化学工業	化学	178,000	507.00	90,246,000	421.00	74,938,000	0.96
30	日本	株式	花王	化学	40,000	2,206.82	88,272,800	1,867.00	74,680,000	0.96

マザーファンドの種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（％）
株式	鉱業	0.55
	建設業	3.35
	食料品	2.13
	繊維製品	0.32
	パルプ・紙	1.23
	化学	4.37
	医薬品	4.57
	石油・石炭製品	1.41
	ゴム製品	1.72
	ガラス・土石製品	1.77
	鉄鋼	2.00
	非鉄金属	1.15
	金属製品	1.45
	機械	4.27
	電気機器	10.51
	輸送用機器	8.06
	精密機器	0.20
	その他製品	2.09
	電気・ガス業	7.85
	陸運業	3.24
	海運業	0.59
	空運業	0.56
	情報・通信業	7.73
	卸売業	4.00
	小売業	3.91
	銀行業	10.02
	証券、商品先物取引業	0.67
	保険業	3.47
	その他金融業	0.25
	不動産業	2.01
	サービス業	2.35
合計		97.77

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

平成21年2月末日及び同日前1年以内における各月末、ならびに下記計算期末の純資産等の推移は次の通りです。

期	純資産総額（単位：円）	1口当たり純資産額（単位：円）
第1計算期間末 (平成14年1月30日)	3,613,594,314 (分配付)	0.7906 (分配付)
	3,613,594,314 (分配落)	0.7906 (分配落)
第2計算期間末 (平成15年1月30日)	4,353,680,424 (分配付)	0.6641 (分配付)
	4,353,680,424 (分配落)	0.6641 (分配落)
第3計算期間末 (平成16年1月30日)	1,160,587,456 (分配付)	0.8586 (分配付)
	1,160,587,456 (分配落)	0.8586 (分配落)
第4計算期間末 (平成17年1月31日)	708,342,851 (分配付)	0.9408 (分配付)
	708,342,851 (分配落)	0.9408 (分配落)
第5計算期間末 (平成18年1月30日)	5,632,114,086 (分配付)	1.6345 (分配付)
	4,426,085,317 (分配落)	1.2845 (分配落)
第6計算期間末 (平成19年1月30日)	5,622,688,366 (分配付)	1.2157 (分配付)
	4,928,927,472 (分配落)	1.0657 (分配落)
第7計算期間末 (平成20年1月30日)	3,153,501,964 (分配付)	0.7911 (分配付)
	3,153,501,964 (分配落)	0.7911 (分配落)
第8計算期間末 (平成21年1月30日)	3,765,959,991 (分配付)	0.4171 (分配付)
	3,765,959,991 (分配落)	0.4171 (分配落)

各月末及び直近日	純資産総額（単位：円）	1口当たり純資産額（単位：円）
平成20年2月末日	3,209,392,244	0.8025
3月末日	2,898,935,505	0.7248
4月末日	3,275,556,534	0.8123
5月末日	3,439,596,406	0.8395
6月末日	3,183,628,524	0.7728
7月末日	3,061,266,341	0.7487

各月末及び直近日	純資産総額（単位：円）	1口当たり純資産額（単位：円）
8月末日	2,932,532,710	0.7148
9月末日	5,319,191,373	0.6041
10月末日	4,261,564,122	0.4753
11月末日	4,133,929,727	0.4574
12月末日	4,233,064,793	0.4704
平成21年1月末日	3,765,959,991	0.4171
2月末日	3,522,971,381	0.3894

②【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
第1期	0.0000
第2期	0.0000
第3期	0.0000
第4期	0.0000
第5期	0.3500
第6期	0.1500
第7期	0.0000
第8期	0.0000

③【収益率の推移】

期	収益率（％）
第1期	△20.9
第2期	△16.0
第3期	29.3
第4期	9.6
第5期	73.7
第6期	△5.4
第7期	△25.8
第8期	△47.3

（注） 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

ただし、第1期については、前期末基準価額の代わりに設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

当ファンドの沿革は以下の通りです。

平成13年1月31日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1) 取得申込みの受付

ファンドの取得申込みは、原則として、毎営業日にいつでもお受けしております。

取得申込みの受付は、原則として午後3時（東京証券取引所が半休日の場合の受付は午前11時）までとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意下さい。これらの受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

(2) お申込方法

取得のお申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込み下さい。

当ファンドの申込コースには、収益分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」、収益分配金が税引後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2コースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。また、「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」いずれも取扱う販売会社において、受益権の取得申込みをされる場合は、「一般コース」または「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースをお選びいただくことになります。

当ファンドの申込コースのうち、「自動けいぞく投資コース」をお申込みいただく方は、取得申込みに際して、当ファンドにかかる自動けいぞく投資約款（名称の如何を問わず同種の契約を含みます。）にしたがった契約をお申込みの販売会社との間で結んでいただきます。

(3) お申込単位

収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのお申込方法があります。それぞれのお申込単位は下記の表の通りです。なお、販売会社によってお申込方法、お申込単位が異なる場合があります。販売会社にてご確認下さい。

お申込みコースの別	収益分配金の取扱い	お申込単位
一般コース	収益分配時に収益分配金をお支払いします。	1万口以上1万口単位
自動けいぞく投資コース	収益分配金は、税引後自動的に無手数料で再投資されます。	1万円以上1円単位※

※ なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、収益分配金を再投資する場合には、1口単位とします。

(4) お申込価額

お申込価額は、取得申込受付日の基準価額です。

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「日本丸」の名称で掲載されます。また、基準価額は、販売会社または下記の委託会社の照会先に問い合わせることにより、ご確認いただけます。

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-3535-1299（9：00～17：00 土・日・祝日および12月31日・1月2日・1月3日を除きます。）

ホームページ <http://www.franklintempleton.co.jp/>

(5) お申込手数料

お申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額です。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

(6) 払込期日

取得申込者は、販売会社の指定する日までに当ファンドのお申込代金をお申込みの販売会社にお支払い下さい。振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(7) お申込みの中止

委託会社は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。）における取引の停止、外国為替取引の停止、信託財産の適正な評価ができないと委託会社が判断したときなどやむを得ない事情があるときは、当ファンドの受益権の取得申込みの受付を中止することができます。取得申込みの受付が中止された場合には、取得申込者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、取得申込者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受け付けたものとします。

(8) その他の留意点

取得申込者は販売会社に、取得のお申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

◆取得申込みの詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

2【換金（解約）手続等】

(1) ご換金の手続き

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求による換金を行うことができます。

ご換金の請求は、原則として、毎営業日にいつでもお受けいたします。

ご換金の請求の受付は、原則として午後3時（東京証券取引所が半休日の場合の受付は午前11時）までとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。

(2) ご換金単位

受益者は、委託会社に1万口単位（自動けいぞく投資約款にしたがった契約にかかる受益権および販売会社の有する受益権については1口単位）をもってご換金を請求することができます。

(3) ご換金価額

ご換金価額は、換金請求受付日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額です。

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「日本丸」の名称で掲載されます。また、基準価額は、販売会社または委託会社の照会先（前記「1 申込（販売）手続等(4) お申込価額」をご参照下さい。）に問い合わせることにより、ご確認いただけます。

(4) ご換金代金のお支払い

ご換金代金は、換金請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社の営業所等において受益者に支払われます。

(5) ご換金の受付の中止

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、信託財産の適正な評価ができないと委託会社が判断したときなどやむを得ない事情があるときは、ご換金の請求の受付を中止することができます。ご換金の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金の請求を撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金を受け付けたものとして、当該受益権のご換金価額は、当該計算日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。

(6) その他の留意点

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、ご換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社に行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

ご換金の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

◆ご換金の詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

（a）基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。なお、信託財産に属する外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により行われます。

（b）基準価額の算出頻度と公表

基準価額は委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「日本丸」の名称で掲載されます。また、基準価額は、販売会社または下記の委託会社の照会先に問い合わせることにより、ご確認いただけます。

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-3535-1299（9：00～17：00 土・日・祝日および12月31日・1月2日・1月3日を除きます。）

ホームページ <http://www.franklintempleton.co.jp/>

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、原則として受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間は無期限です。ただし、後記「(5) その他 (a) 信託の終了」にしたがいファンドを終了させることがあります。

（4）【計算期間】

計算期間は、原則として毎年1月31日から翌年1月30日までです。ただし、1月30日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日（決算日）とします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日（償還日）とします。

（5）【その他】

（a）信託の終了

- 1）委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合、ファンドの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2）委託会社は、前記1）の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をファンドの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドの信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- 3) 前記2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 前記3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、ファンドの信託契約の解約をしません。
- 5) 委託会社は、ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 前記3)から5)までは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(b)信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、前記1)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 前記2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 前記3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。
- 5) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 信託約款の変更内容のうち、委託会社が重要と判断したものについては、運用報告書に記載します。

(c)関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」は、契約期間満了日前の一定期間（3ヵ月以上前）までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、原則として1年毎に自動的に更新されます。

(d)公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(e)運用報告書

委託会社は、ファンドの計算期間終了後および償還後に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

(f)信託業務の委託等

- 1) 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。）を含みます。）を委託先として選定します。
 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- 2) 受託会社は、前記1)の委託先の選定にあたっては、当該委託先が前記1) 1. から4. に掲

げる基準に適合していることを確認するものとします。

- 3) 前記1) および2) にかかわらず、受託会社は、次の1. から4. に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託会社および委託会社が適当と認める者（受託会社の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託会社のための指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託会社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(g) 受託会社の自己または利害関係人等との取引

- 1) 受託会社は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、信託財産と、受託会社および受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。）、前記「(f) 信託業務の委託等 1)」の信託業務の委託先およびその利害関係人または受託会社における他の信託財産との間で、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 ①および②」の資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。
- 2) 前記1) の取扱いは、「信用取引の指図および範囲」、「先物取引等の運用指図」、「スワップ取引の運用指図」、「金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図」、「有価証券の貸付の指図および範囲」、「公社債の空売りの指図および範囲」、「公社債の借入りの指図および範囲」、「外国為替予約の指図」、「一部解約の請求および有価証券売却等の指図」、「再投資の指図」、「資金の借入れ」における委託会社の指図による取引についても同様とします。

(h) ファンドの信託契約に関する監督官庁の命令

- 1) 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。
- 2) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの信託約款を変更しようとするときは、前記「(b) 信託約款の変更」にしたがいます。

(i) 委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

- 1) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 2) 前記1) にかかわらず、監督官庁がファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、前記「(b) 信託約款の変更 4)」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

(j) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- 1) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- 2) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(k) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- 1) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は前記「(b) 信託約款の変更」にしたがい、新受託者を選任します。
- 2) 委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(l) 信託約款に関する疑義の取扱い

当ファンドの信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定

めます。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金受領権

受益者は、受益権の持ち分に応じて、収益分配金を委託会社から受領する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる毎計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）までに支払いを開始するものとします。

なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、原則として、収益分配金は税引後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②償還金受領権

受益者は、受益権の持ち分に応じて、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）を委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目）までに支払いを開始するものとします。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

③受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求する権利を有します。

④反対者の買取請求権

委託会社が前記「1 資産管理等の概要 (5) その他 (a)信託の終了」の信託契約の解約または「1 資産管理等の概要 (5) その他 (b)信託約款の変更」の信託約款の変更を行う場合において、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前記「1 資産管理等の概要 (5) その他 (a)信託の終了 2)」または「1 資産管理等の概要 (5) その他 (b)信託約款の変更 2)」の公告または書面に付記します。

⑤受託会社の解任請求権

受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。

⑥帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第7期計算期間（平成19年1月31日から平成20年1月30日まで）については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しており、第8期計算期間（平成20年1月31日から平成21年1月30日まで）については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（平成19年1月31日から平成20年1月30日まで）及び第8期計算期間（平成20年1月31日から平成21年1月30日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

フランクリン・テンプレートン 日本株オープン

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第7期	第8期
		(平成20年1月30日現在) 金額(円)	(平成21年1月30日現在) 金額(円)
資 産 の 部			
流動資産			
コール・ローン		36,173,653	35,480,043
親投資信託受益証券		3,149,988,138	3,764,381,627
未収利息		396	48
流動資産合計		3,186,162,187	3,799,861,718
資産合計		3,186,162,187	3,799,861,718
負 債 の 部			
流動負債			
未払解約金		2,173,653	3,057,098
未払受託者報酬		2,023,004	2,046,799
未払委託者報酬		28,322,059	28,655,034
その他未払費用		141,507	142,796
流動負債合計		32,660,223	33,901,727
負債合計		32,660,223	33,901,727
純 資 産 の 部			
元本等			
元本	※ 1	3,986,195,583	9,029,930,097
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)	※ 2	△832,693,619	△5,263,970,106
(分配準備積立金)		10,886,994	26,555,477
元本等合計		3,153,501,964	3,765,959,991
純資産合計		3,153,501,964	3,765,959,991
負債純資産合計		3,186,162,187	3,799,861,718

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区分	注記 番号	第7期	第8期
		自 平成19年1月31日 至 平成20年1月30日 金額（円）	自 平成20年1月31日 至 平成21年1月30日 金額（円）
営業収益			
受取利息		32,633	10,465
有価証券売買等損益		△1,072,127,851	△2,553,901,618
営業収益合計		△1,072,095,218	△2,553,891,153
営業費用			
受託者報酬		4,277,759	3,709,370
委託者報酬		59,888,585	51,930,975
その他費用		298,715	259,089
営業費用合計		64,465,059	55,899,434
営業利益又は営業損失（△）		△1,136,560,277	△2,609,790,587
経常利益又は経常損失（△）		△1,136,560,277	△2,609,790,587
当期純利益又は当期純損失（△）		△1,136,560,277	△2,609,790,587
一部解約に伴う当期純利益金額の 分配額又は一部解約に伴う当期純 損失金額の分配額（△）		△52,133,276	△54,039,917
期首剰余金又は期首欠損金（△）		303,854,843	△832,693,619
剰余金増加額又は欠損金減少額		80,668,116	124,097,670
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額		—	124,097,670
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額		80,668,116	—
剰余金減少額又は欠損金増加額		132,789,577	1,999,623,487
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額		132,789,577	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額		—	1,999,623,487
分配金	*1	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△832,693,619	△5,263,970,106

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第7期	第8期
	自 平成19年1月31日 至 平成20年1月30日	自 平成20年1月31日 至 平成21年1月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第7期	第8期
	(平成20年1月30日現在)	(平成21年1月30日現在)
*1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中解約元本額	4,625,072,629円 1,381,877,195円 2,020,754,241円	3,986,195,583円 5,556,588,354円 512,853,840円
*2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は832,693,619円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,263,970,106円であります。
3 計算期間期末日における受益権の総数	3,986,195,583口	9,029,930,097口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

*1 分配金の計算過程

第7期	第8期
自 平成19年1月31日 至 平成20年1月30日	自 平成20年1月31日 至 平成21年1月30日
分配金の計算過程 計算期末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（5,304,906円）及び分配準備積立金（10,886,994円）より、分配対象収益は、16,191,900円（1万口当たり40.61円）ですが、分配を行っておりません。	分配金の計算過程 計算期末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（16,236,843円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（49,941,445円）及び分配準備積立金（10,318,634円）より、分配対象収益は、76,496,922円（1万口当たり84.70円）ですが、分配を行っておりません。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

第7期（平成20年1月30日現在）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3,149,988,138円	△1,039,795,130円
合計	3,149,988,138円	△1,039,795,130円

第8期（平成21年1月30日現在）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3,764,381,627円	△2,487,828,321円
合計	3,764,381,627円	△2,487,828,321円

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

第7期（自 平成19年1月31日 至 平成20年1月30日）

該当事項はありません。

第8期（自 平成20年1月31日 至 平成21年1月30日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期（自 平成19年1月31日 至 平成20年1月30日）

該当事項はありません。

第8期（自 平成20年1月31日 至 平成21年1月30日）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

項目	第７期	第８期
	（平成20年１月30日現在）	（平成21年１月30日現在）
１口当たり純資産額 （１万口当たり純資産額）	0.7911円 （ 7,911円）	0.4171円 （ 4,171円）

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	フランクリン・templton 日本株マザーファンド	5,579,341,377	3,764,381,627	—
合計		5,579,341,377	3,764,381,627	—

（注） 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

＜参考情報＞

当ファンドは「フランクリン・テンプルトン 日本株マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。

なお、同ファンドの状況は次の通りです。

「フランクリン・テンプルトン 日本株マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成20年1月30日現在)	(平成21年1月30日現在)
		金額（円）	金額（円）
資 産 の 部			
流動資産			
コール・ローン		124,231,564	125,104,650
株式	＊ 2	12,258,316,400	8,203,323,780
未収入金		1,135,812,625	300,817,158
未収配当金		4,468,900	4,918,600
未収利息		1,361	171
流動資産合計		13,522,830,850	8,634,164,359
資産合計		13,522,830,850	8,634,164,359
負 債 の 部			
流動負債			
未払金		949,197,459	310,634,016
流動負債合計		949,197,459	310,634,016
負債合計		949,197,459	310,634,016
純 資 産 の 部			
元本等			
元本	＊ 1	10,071,828,333	12,335,820,044
剰余金			
剰余金又は欠損金 (△)	＊ 3	2,501,805,058	△4,012,289,701
元本等合計		12,573,633,391	8,323,530,343
純資産合計		12,573,633,391	8,323,530,343
負債純資産合計		13,522,830,850	8,634,164,359

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成19年1月31日 至 平成20年1月30日	自 平成20年1月31日 至 平成21年1月30日
1. 有価証券の 評価基準及 び評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 ①金融商品取引所に上場されている株式 原則として金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引所が発表する基準値段で評価しております。 ②金融商品取引所に上場されていない株式 原則として日本証券業協会が発表する基準値、または金融商品取引業者等から提示される気配相場（ただし売気配相場は使用しない）に基づいて評価しております。 ③時価が入手できなかった株式 適正な評価額が入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合、投資信託委託会社が忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議の上、両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	株式 同左
2. デリバティブ等の評価 基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。	先物取引 同左

3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日に、当該金額を計上しております。ただし、平成19年6月30日以前については、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。	—
----------------	---	---

（貸借対照表に関する注記）

（平成20年1月30日現在）	
※1 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における	13,492,200,214円
当該マザーファンドの元本額	
同期中における追加設定元本額	1,699,604,854円
同期中における一部解約元本額	5,119,976,735円
元本の内訳	
フランクリン・テンプルトン・ジャパン・オープン	5,946,488,436円
フランクリン・テンプルトン 日本株オープン	2,523,220,233円
フランクリン・テンプルトン・ジャパン・オープンV	
A	
（適格機関投資家専用）	1,602,119,664円
合計	10,071,828,333円
※2 先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の差入を行っております。	
株式	353,280,000円
3 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	10,071,828,333口

（平成21年1月30日現在）	
※1 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における	10,071,828,333円
当該マザーファンドの元本額	
同期中における追加設定元本額	3,661,371,029円
同期中における一部解約元本額	1,397,379,318円
元本の内訳	
フランクリン・テンプルトン・ジャパン・オープン	5,406,966,759円
フランクリン・テンプルトン 日本株オープン	5,579,341,377円
フランクリン・テンプルトン・ジャパン・オープンV	
A	
（適格機関投資家専用）	1,349,511,908円
合計	12,335,820,044円
※2 先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の差入を行っております。	
株式	187,200,000円
※3 元本の欠損	
貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,012,289,701円であります。	
4 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	12,335,820,044口

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

（平成20年1月30日現在）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	12,258,316,400円	△1,914,038,794円
合計	12,258,316,400円	△1,914,038,794円

（平成21年1月30日現在）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	8,203,323,780円	△2,733,139,605円
合計	8,203,323,780円	△2,733,139,605円

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

I. 取引の状況に関する事項

項目	自 平成19年1月31日 至 平成20年1月30日	自 平成20年1月31日 至 平成21年1月30日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。	同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引につきましては、投資信託約款上「先物取引等の運用指図・目的・範囲」にて建玉制限を定めており、その制限を遵守しています。	同左
3. 取引の利用目的	投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的で利用しております。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に伴いファンドに影響を与える主なリスクとしてマーケットリスクがあげられます。マーケットリスクについては、ポジションや時価、予想損失額の把握が重要だと考えております。	同左
5. 取引に係るリスク管理体制	当社のリスク管理体制として、運用部門から独立したリスク管理部が、マーケットリスクを適切に管理し、その状況について経営陣、関連部署に報告しております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II. 取引の時価等に関する事項

(平成20年1月30日現在)

該当事項はありません。

(平成21年1月30日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成19年1月31日 至 平成20年1月30日)

該当事項はありません。

(自 平成20年1月31日 至 平成21年1月30日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

項目	(平成20年1月30日現在)	(平成21年1月30日現在)
1口当たり純資産額	1,2484円	0.6747円
(1万口当たり純資産額)	(12,484円)	(6,747円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
国際石油開発帝石	41	663,000.00	27,183,000	
ショーボンドホールディングス	14,300	1,898.00	27,141,400	
大林組	198,000	430.00	85,140,000	
清水建設	129,000	412.00	53,148,000	
鹿島建設	118,000	242.00	28,556,000	
NIPPONコーポレーション	30,000	704.00	21,120,000	
前田道路	24,000	850.00	20,400,000	
ユアテック	15,000	533.00	7,995,000	
中電工	6,100	1,577.00	9,619,700	
関電工	25,000	670.00	16,750,000	
日揮	9,000	1,305.00	11,745,000	
太平電業	53,000	1,082.00	57,346,000	
日清製粉グループ本社	18,000	991.00	17,838,000	
ユニ・チャーム ペットケア	11,500	3,010.00	34,615,000	
山崎製パン	20,000	1,220.00	24,400,000	
丸大食品	34,000	249.00	8,466,000	
メルシャン	48,000	167.00	8,016,000	
味の素	101,000	784.00	79,184,000	
キューピー	23,200	1,168.00	27,097,600	
日本たばこ産業	87	261,000.00	22,707,000	
日清紡績	14,000	670.00	9,380,000	
アツギ	82,000	138.00	11,316,000	
ホギメディカル	2,800	5,400.00	15,120,000	
王子製紙	229,000	431.00	98,699,000	
北越製紙	111,000	450.00	49,950,000	
日本製紙グループ本社	52,000	2,690.00	139,880,000	
セントラル硝子	63,000	332.00	20,916,000	
信越化学工業	14,600	4,260.00	62,196,000	
日本触媒	27,000	606.00	16,362,000	
積水化学工業	178,000	507.00	90,246,000	
花王	42,000	2,210.00	92,820,000	
エフピコ	2,200	4,280.00	9,416,000	
ユニ・チャーム	7,600	6,230.00	47,348,000	
武田薬品工業	10,900	4,250.00	46,325,000	
アステラス製薬	13,300	3,440.00	45,752,000	
塩野義製薬	38,000	1,940.00	73,720,000	
田辺三菱製薬	14,000	1,334.00	18,676,000	

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
エーザイ	12,300	3,330.00	40,959,000	
久光製薬	4,600	3,340.00	15,364,000	
ツムラ	5,900	2,980.00	17,582,000	
日医工	7,200	3,010.00	21,672,000	
キッセイ薬品工業	7,000	2,330.00	16,310,000	
東和薬品	4,500	4,590.00	20,655,000	
沢井製薬	4,100	4,720.00	19,352,000	
新日本石油	63,000	398.00	25,074,000	
ブリヂストン	92,000	1,160.00	106,720,000	
住友ゴム工業	54,200	569.00	30,839,800	
住友大阪セメント	355,000	183.00	64,965,000	
太平洋セメント	501,000	126.00	63,126,000	
新日本製鐵	152,000	269.00	40,888,000	
住友金属工業	129,000	184.00	23,736,000	
大和工業	21,100	2,225.00	46,947,500	
古河電気工業	167,000	318.00	53,106,000	
東洋製罐	38,700	1,353.00	52,361,100	
横河ブリッジホールディングス	10,000	873.00	8,730,000	
住生活グループ	22,900	1,210.00	27,709,000	
日本製鋼所	16,000	991.00	15,856,000	
エヌ・ピー・シー	2,800	4,680.00	13,104,000	
クボタ	127,000	498.00	63,246,000	
三菱重工業	987,000	345.00	340,515,000	
日立製作所	130,000	294.00	38,220,000	
東芝	105,000	318.00	33,390,000	
三菱電機	61,000	420.00	25,620,000	
デンヨー	8,700	688.00	5,985,600	
日本電産	7,800	4,350.00	33,930,000	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	17,000	491.00	8,347,000	
富士通	107,000	412.00	44,084,000	
アルバック	5,400	1,513.00	8,170,200	
パナソニック	133,000	1,099.00	146,167,000	
シャープ	58,000	677.00	39,266,000	
ソニー	21,300	1,780.00	37,914,000	
日本光電工業	9,000	1,698.00	15,282,000	
キーエンス	2,800	16,610.00	46,508,000	
京セラ	9,500	5,880.00	55,860,000	
村田製作所	9,400	3,430.00	32,242,000	
キヤノン	15,000	2,475.00	37,125,000	
リコー	36,000	1,119.00	40,284,000	

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
東京エレクトロン	7,900	3,370.00	26,623,000	
デンソー	30,600	1,666.00	50,979,600	
トヨタ自動車	92,100	2,925.00	269,392,500	※1
ダイハツ工業	20,000	768.00	15,360,000	
本田技研工業	51,300	2,070.00	106,191,000	
テルモ	4,600	3,090.00	14,214,000	
任天堂	1,900	28,300.00	53,770,000	
東京電力	116,100	2,830.00	328,563,000	
関西電力	55,200	2,485.00	137,172,000	
北陸電力	10,500	2,575.00	27,037,500	
東京瓦斯	301,000	427.00	128,527,000	
大阪瓦斯	44,000	386.00	16,984,000	
東日本旅客鉄道	17,100	6,150.00	105,165,000	
東海旅客鉄道	108	644,000.00	69,552,000	
ヤマトホールディングス	27,000	927.00	25,029,000	
セイノーホールディングス	19,000	444.00	8,436,000	
日立物流	34,200	1,127.00	38,543,400	
全日本空輸	53,000	340.00	18,020,000	
日本航空	136,000	195.00	26,520,000	
三井倉庫	52,000	370.00	19,240,000	
グリー	2,600	6,060.00	15,756,000	
ヤフー	1,752	28,990.00	50,790,480	
ジュピターテレコム	545	85,700.00	46,706,500	
日本電信電話	50,600	4,400.00	222,640,000	
KDDI	367	570,000.00	209,190,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	698	158,400.00	110,563,200	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	44,300	2,445.00	108,313,500	
ソフトバンク	22,200	1,414.00	31,390,800	
三井物産	79,000	960.00	75,840,000	
三菱商事	108,100	1,221.00	131,990,100	
エービーシー・マート	5,400	2,970.00	16,038,000	
日本マクドナルドホールディングス	10,300	1,787.00	18,406,100	
三越伊勢丹ホールディングス	24,700	655.00	16,178,500	
セブン&アイ・ホールディングス	138,000	2,435.00	336,030,000	
ニトリ	4,250	6,360.00	27,030,000	
ファーストリテイリング	12,700	11,540.00	146,558,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	692,000	510.00	352,920,000	
りそなホールディングス	17,700	1,416.00	25,063,200	
三井住友フィナンシャルグループ	61,800	3,650.00	225,570,000	

(単位：円)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
千葉銀行	107,000	513.00	54,891,000	
静岡銀行	58,000	953.00	55,274,000	
住友信託銀行	55,000	451.00	24,805,000	
セブン銀行	224	273,100.00	61,174,400	
みずほフィナンシャルグループ	480,000	227.00	108,960,000	
大和証券グループ本社	61,000	504.00	30,744,000	
カブドットコム証券	187	101,500.00	18,980,500	
三井住友海上グループホールディングス	49,800	2,385.00	118,773,000	
ソニーフィナンシャルホールディングス	101	302,000.00	30,502,000	
東京海上ホールディングス	75,700	2,435.00	184,329,500	
大阪証券取引所	59	415,000.00	24,485,000	
三井不動産	43,000	1,190.00	51,170,000	
三菱地所	112,000	1,211.00	135,632,000	
東京建物	43,000	308.00	13,244,000	
ミクシィ	29	510,000.00	14,790,000	
カカクコム	54	352,000.00	19,008,000	
オリエンタルランド	17,600	6,860.00	120,736,000	
楽天	2,269	53,300.00	120,937,700	
セコム	19,400	3,820.00	74,108,000	
ベネッセコーポレーション	14,500	3,850.00	55,825,000	
ニチイ学館	13,300	1,418.00	18,859,400	
合計			8,203,323,780	

※ 1 差入委託証拠金代用有価証券 トヨタ自動車 64,000株

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成21年2月27日現在）

I 資産総額	3,530,089,341円
II 負債総額	7,117,960円
III 純資産総額（I－II）	3,522,971,381円
IV 発行済口数	9,047,459,242口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.3894円

<参考>

マザーファンドの純資産額計算書

（平成21年2月27日現在）

I 資産総額	8,087,421,511円
II 負債総額	320,019,024円
III 純資産総額（I－II）	7,767,402,487円
IV 発行済口数	12,316,492,441口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.6307円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

期	追加口数（口）	解約口数（口）
第1期	8,022,884,319	3,452,080,000
第2期	4,664,751,458	2,679,446,610
第3期	615,546,256	5,820,000,494
第4期	22,197,024	620,937,322
第5期	4,396,629,015	1,703,747,162
第6期	3,737,586,292	2,558,310,147
第7期	1,381,877,195	2,020,754,241
第8期	5,556,588,354	512,853,840

（注1） 上記の数字はすべて本邦内における設定及び解約の実績です。

（注2） 第1期の設定口数には、当初募集期間中の販売口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金	490,000千円
発行する株式の総数	19,600株
発行済株式総数	9,800株

(平成21年2月末日現在)

(2) 最近5年間における資本金の額の増減

該当ございません。

(3) 委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としての取締役会は6名以内の取締役で構成されます。取締役は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任され、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。また、増員により選出された取締役の任期は他の取締役の任期が満了するまでの期間とします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役及び役付取締役を選任します。

取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となります。社長に事故があるときは、あらかじめ、取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は会日の5日前にこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

(4) 運用の意思決定機構

当ファンドの運用は、運用本部内に設置する「投資政策委員会」で運用方針の策定をした後、「投資戦略委員会」で具体的な投資戦略を策定します。各委員会の概要は以下の通りです。

「投資政策委員会」

委員長：	運用本部長
メンバー：	運用本部長、運用部職員、調査部職員、委員長の指名する者
審議事項：	・市場環境分析 ・運用方針と投資政策の策定
開催頻度：	原則として月1回以上開催

「投資戦略委員会」**委員長：** 運用本部長**メンバー：** 運用本部長、運用部長、調査部長、その他委員長の指名する者**審議事項：** ・投資戦略の策定
・投資ユニバースの見直し**開催頻度：** 原則として月1回以上開催**2【事業の内容及び営業の概況】**

委託会社であるフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社は、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言・代理業を行っています。

平成21年2月末日現在、委託会社が運用している証券投資信託は、追加型株式投資信託9本、親投資信託3本で、親投資信託を除いた純資産総額の合計は168,521,974,374円です。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第11期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて作成しております。第12期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の第13期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条、第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、第11期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表については、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、第12期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人の監査を受けております。

また、当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第11期 (平成19年3月31日現在)			第12期 (平成20年3月31日現在)		
		内訳（千円）	金額（千円）	構成比 （%）	内訳（千円）	金額（千円）	構成比 （%）
(資産の部)							
I 流動資産							
現金	* 1		300			-	
預金			1,258,252			-	
現金・預金			-			1,190,702	
前払費用			9,754			12,921	
未収入金			132,439			87,350	
未収委託者報酬			157,892			128,553	
未収投資顧問料			80,101			114,559	
その他流動資産			213			1,952	
流動資産合計			1,638,953	88.4		1,536,040	77.9
II 固定資産							
有形固定資産	* 2						
建物付属設備		47,712			42,085		
器具備品		41,125			32,798		
有形固定資産合計			88,838	4.8		74,884	3.8
無形固定資産	* 3						
ソフトウェア		95			30		
無形固定資産合計			95	0.0		30	0.0
投資その他の資産							
投資有価証券		56,147			243,407		
長期差入保証金		70,228			116,601		
投資その他の資産合計			126,376	6.8		360,008	18.3
固定資産合計			215,310	11.6		434,923	22.1
資産合計			1,854,263	100.0		1,970,963	100.0
(負債の部)							
I 流動負債							
未払金	* 4		143,858			135,340	
未払手数料		87,695			76,302		
その他未払金		56,163			59,038		
未払収益分配金			161			178	
未払費用			126,918			147,172	
預り金			23,052			21,065	
未払法人税等			4,517			33,414	
未払消費税等			2,660			-	
賞与引当金			95,029			62,194	
流動負債合計			396,199	21.4		399,365	20.3

区分	注記 番号	第11期 (平成19年3月31日現在)			第12期 (平成20年3月31日現在)		
		内訳（千円）	金額（千円）	構成比 （%）	内訳（千円）	金額（千円）	構成比 （%）
II 固定負債							
繰延税金負債			2,090			-	
固定負債合計			2,090	0.1		-	-
負債合計			398,289	21.5		399,365	20.3
(純資産の部)							
I 株主資本							
資本金			490,000	26.4		490,000	24.9
資本剰余金							
資本準備金			121,943			121,943	
資本剰余金合計			121,943	6.6		121,943	6.2
利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金			840,982			1,068,258	
利益剰余金合計			840,982	45.3		1,068,258	54.1
株主資本合計			1,452,926	78.3		1,680,201	85.2
II 評価・換算差額等							
その他有価証券評価差 額金			3,047			△108,603	
評価・換算差額等合計			3,047	0.2		△108,603	△5.5
純資産合計			1,455,973	78.5		1,571,598	79.7
負債純資産合計			1,854,263	100.0		1,970,963	100.0

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第11期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			第12期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
		内訳（千円）	金額（千円）	百分比 （%）	内訳（千円）	金額（千円）	百分比 （%）
I 営業収益							
委託者報酬			2,505,751			1,911,536	
投資顧問料			973,763			1,308,915	
その他営業収益			225,974			299,547	
営業収益計			3,705,489	100.0		3,519,999	100.0
II 営業費用							
支払手数料			1,581,876			1,233,350	
広告宣伝費			15,425			15,133	
公告費			84			84	
受益証券発行費			640			-	
調査費							
調査費		101,218			107,042		
図書費		2,769	103,988		2,751	109,794	
委託計算費			27,970			25,150	
営業雑経費							
通信費		4,894			4,449		
印刷費		45,841			43,742		
諸会費		6,235			4,654		
販促費		16,793	73,765		13,308	66,154	
営業費用計			1,803,749	48.7		1,449,666	41.2
III 一般管理費							
給料							
役員報酬	※ 1	196,933			171,936		
給料・手当		541,729			569,880		
賞与		100,497			75,901		
その他給与		26,316	865,476		24,758	842,477	
法定福利費			53,131			50,396	
退職給付費用			-			10,801	
交際費			7,222			3,139	
旅費交通費			25,417			24,398	
租税公課			11,369			9,302	
福利厚生費			1,733			2,216	
事務委託費			220,258			461,749	
不動産賃貸料			98,252			102,351	
固定資産減価償却費			15,443			14,464	
賞与引当金繰入			95,029			62,194	
諸経費			117,635			229,895	
一般管理費計			1,510,972	40.8		1,813,388	51.5
営業利益			390,767	10.5		256,943	7.3

区分	注記 番号	第11期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			第12期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
IV 営業外収益	※ 2		1,138	0.0		3,061	0.1
受取配当金		502			502		
受取利息		567			2,097		
その他営業外収益		69	462				
V 営業外費用			7,646	0.2		2,675	0.1
支払利息		645			18		
為替差損		6,993			2,086		
その他営業外費用		7			570		
経常利益			384,259	10.4		257,330	7.3
税引前当期純利益			384,259	10.4		257,330	7.3
法人税等		950	0.0		-	-	
法人税、住民税及び事業税		-	-		30,055	0.8	
当期純利益		383,309	10.3		227,275	6.5	

（３）【株主資本等変動計算書】

第11期（自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
平成18年３月31日 残高 (千円)	490,000	121,943	121,943	457,673	457,673	1,069,616
事業年度中の変動額						
当期純利益				383,309	383,309	383,309
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計 (千円)	-	-	-	383,309	383,309	383,309
平成19年３月31日 残高 (千円)	490,000	121,943	121,943	840,982	840,982	1,452,926

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等 合計	
平成18年３月31日 残高 （千円）	705	705	1,070,321
事業年度中の変動額			
当期純利益			383,309
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	2,342	2,342	2,342
事業年度中の変動額合計 （千円）	2,342	2,342	385,651
平成19年３月31日 残高 （千円）	3,047	3,047	1,455,973

第12期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
平成19年3月31日 残高 (千円)	490,000	121,943	121,943	840,982	840,982	1,452,926
事業年度中の変動額						
当期純利益				227,275	227,275	227,275
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計 (千円)	-	-	-	227,275	227,275	227,275
平成20年3月31日 残高 (千円)	490,000	121,943	121,943	1,068,258	1,068,258	1,680,201

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等 合計	
平成19年3月31日 残高 (千円)	3,047	3,047	1,455,973
事業年度中の変動額			
当期純利益			227,275
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	△111,650	△111,650	△111,650
事業年度中の変動額合計 (千円)	△111,650	△111,650	115,624
平成20年3月31日 残高 (千円)	△108,603	△108,603	1,571,598

重要な会計方針

項目	第11期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第12期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)	その他有価証券 時価のあるもの 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (2) 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響額は軽微であります。 (2) 無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。	賞与引当金 同左
4. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。	消費税等の会計処理 同左

（会計方針の変更）

第11期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第12期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準） 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は1,455,973千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	-

注記事項

（貸借対照表関係）

第11期 (平成19年3月31日現在)	第12期 (平成20年3月31日現在)
＊1 担保として供している資産は次の通りであります。 営業保証金の担保として供している資産 預金 25,000千円	＊1 -
＊2 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 建物付属設備 35,666千円 器具備品 76,816千円	＊2 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 建物付属設備 41,293千円 器具備品 85,588千円
＊3 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 ソフトウェア 4,147千円	＊3 -
＊4 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 流動負債 未払金 18,421千円	＊4 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 流動負債 未払費用 38,065千円

（損益計算書関係）

第11期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第12期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
＊1 役員報酬の限度額は次の通りです。 取締役 年総額300,000千円以内 監査役 年総額5,000千円以内	＊1 -
＊2 法人税等には法人住民税が含まれております。 住民税 950千円	＊2 -

(株主資本等変動計算書関係)

第11期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	9,800	-	-	9,800
合計	9,800	-	-	9,800

自己株式について、該当事項はありません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第12期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	9,800	-	-	9,800
合計	9,800	-	-	9,800

自己株式について、該当事項はありません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第11期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第12期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（有価証券関係）

第11期（平成19年3月31日現在）

その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	51,009	56,147	5,138
合計	51,009	56,147	5,138

第12期（平成20年3月31日現在）

その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	1,010	1,462	451
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	351,000	241,945	△109,055
合計	352,010	243,407	△108,603

（デリバティブ取引関係）

第11期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第12期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(退職給付関係)

第11期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第12期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)						
該当事項はありません。	採用している退職給付制度の概要 当社は総合設立型厚生年金基金制度を採用しております。要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次の通りであります。 (1) 制度全体の積立状況に関する事項 (平成19年3月31日現在) <table data-bbox="778 488 1361 600"> <tr> <td>年金資産の額</td><td>25,256百万円</td></tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付債務の額</td><td>17,990百万円</td></tr> <tr> <td>差引額</td><td>7,266百万円</td></tr> </table> (2)制度全体に占める当社の掛金拠出割合 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) 0.57% (3)補足説明 上記(1)の差引額の主な原因は、別途積立金7,266百万円であります。 * なお、上記の数値については、入手可能な直近時点の年金財政計算に基づいて開示しております。 (追加情報) 当事業年度より、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その2)」（企業会計基準第14号平成19年5月15日）を適用しております。また、「退職給付費用」は、前事業年度まで「法定福利費」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため当事業年度より「退職給付費用」として計上しております。この結果、従来の方法に比較して、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益へ与える影響はありません。	年金資産の額	25,256百万円	年金財政計算上の給付債務の額	17,990百万円	差引額	7,266百万円
年金資産の額	25,256百万円						
年金財政計算上の給付債務の額	17,990百万円						
差引額	7,266百万円						

(税効果会計関係)

第11期 (平成19年3月31日現在)	第12期 (平成20年3月31日現在)																																								
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円) <table> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td>120,655</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>38,667</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>51,785</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1,509</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>212,616</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>△212,616</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>0</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td>2,090</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>△2,090</td></tr> </table>	繰延税金資産		繰越欠損金	120,655	賞与引当金	38,667	未払費用	51,785	その他	1,509	繰延税金資産小計	212,616	評価性引当額	△212,616	繰延税金資産合計	0	繰延税金負債	2,090	繰延税金資産の純額	△2,090	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円) <table> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>44,191</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>42,209</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>39,768</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1,467</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>127,635</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>△127,635</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>0</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td>-</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>0</td></tr> </table>	繰延税金資産		その他有価証券評価差額金	44,191	賞与引当金	42,209	未払費用	39,768	その他	1,467	繰延税金資産小計	127,635	評価性引当額	△127,635	繰延税金資産合計	0	繰延税金負債	-	繰延税金資産の純額	0
繰延税金資産																																									
繰越欠損金	120,655																																								
賞与引当金	38,667																																								
未払費用	51,785																																								
その他	1,509																																								
繰延税金資産小計	212,616																																								
評価性引当額	△212,616																																								
繰延税金資産合計	0																																								
繰延税金負債	2,090																																								
繰延税金資産の純額	△2,090																																								
繰延税金資産																																									
その他有価証券評価差額金	44,191																																								
賞与引当金	42,209																																								
未払費用	39,768																																								
その他	1,467																																								
繰延税金資産小計	127,635																																								
評価性引当額	△127,635																																								
繰延税金資産合計	0																																								
繰延税金負債	-																																								
繰延税金資産の純額	0																																								
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr><td>法定実効税率</td><td>40.69%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>将来減算一時差異の内、繰延税金資産の対象から除いたもの</td><td>△52.05%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>11.35%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td>0.25%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.01%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>0.25%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69%	(調整)		将来減算一時差異の内、繰延税金資産の対象から除いたもの	△52.05%	交際費等永久に損金に算入されない項目	11.35%	住民税均等割	0.25%	その他	0.01%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.25%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr><td>法定実効税率</td><td>40.69%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>将来減算一時差異の内、繰延税金資産の対象から除いたもの</td><td>△50.21%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>20.25%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td>0.89%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.06%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>11.68%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69%	(調整)		将来減算一時差異の内、繰延税金資産の対象から除いたもの	△50.21%	交際費等永久に損金に算入されない項目	20.25%	住民税均等割	0.89%	その他	0.06%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.68%												
法定実効税率	40.69%																																								
(調整)																																									
将来減算一時差異の内、繰延税金資産の対象から除いたもの	△52.05%																																								
交際費等永久に損金に算入されない項目	11.35%																																								
住民税均等割	0.25%																																								
その他	0.01%																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.25%																																								
法定実効税率	40.69%																																								
(調整)																																									
将来減算一時差異の内、繰延税金資産の対象から除いたもの	△50.21%																																								
交際費等永久に損金に算入されない項目	20.25%																																								
住民税均等割	0.89%																																								
その他	0.06%																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.68%																																								

(関連当事者との取引)

第11期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の 名称	住所	資本金又は 出資金	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社の 親会社	フランクリン リソーシズイ ンク	アメリカ合衆 国カリフォル ニア州サンマ テオ	24,958千米 ドル	銀行持株 会社法上 の持株会 社	（被所有） 間接 100%	役員 2名	持株会等 の対象と なる株式 の発行主 体と買主	従業員持株会 等の対象とな る株式の買付 及び諸費用の 支払(注)	38,615	未払金	17,477

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 従業員持株会等の規定に従い、対象となる株式を買い付けます。
また、グループに関連する諸費用の支払を行います。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金又は 出資金	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社の 子会社	テンプルトン グローバル アドバイザーズ リミテッ ド	バハマ国 ナッソー	5,000米ド ル	資産運用 会社	無し	役員 1名	サポート フィー契 約を締結	ファンド紹介 支援業務 (注1)	104,013	未収入金	-
親会社の 子会社	フランクリン テンプルトン カンパニーズ エルエルシー	アメリカ合衆 国カリフォル ニア州サンマ テオ	100米ドル	一般業務 委託請負 会社	無し	無し	業務委託 関係	総務・経理・ インフォメー ションテクノ ロジー業務等 の委託 (注2)	218,271	未払金	28,863
親会社の 子会社	フランクリン テンプルトン インベストメ ントトラスト マネジメン ットリミ テッド	大韓民国 ソウル	150億 ウォン	資産運用 会社	無し	無し	業務委託 関係	委託業務の受 任(注3)	89,672	未収入金	45,682
親会社の 子会社	フランクリン テンプルトン インベストメ ントマネジ メントリミ テッド	英国ロンドン	3百万 ポンド	資産運用 会社	無し	役員 1名	業務委託 関係	委託代行業務 の受任 (注4)	67,297	未収入金	67,297

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) ファンド紹介支援に対する支払を受領します。
(注2) グローバルサービスフィー契約に基づいて算出された業務委託料金を支払います。
(注3) 委託業務契約に基づいて算出された委託業務報酬を受領します。
(注4) 委託代行業務契約に基づいて算出された委託代行業務報酬を受領します。

第12期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の 名称	住所	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員 の兼 任等	事業上の 関係				
親会社の 親会社	フランクリン リソーシズイ ンク	アメリカ合衆 国カリフォル ニア州サンマ テオ	23,636千米 ドル	銀行持株 会社法上 の持株会 社	（被所有） 間接 100%	役員 2名	持株会等 の対象と なる株式 の発行主 体と買主	従業員持株会 等の対象とな る株式の買付 及び諸費用の 支払(注)	37,336	未払費用	38,065

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 従業員持株会等の規定に従い、対象となる株式を買い付けます。
また、グループに関連する諸費用の支払を行います。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員 の兼 任等	事業上の 関係				
親会社の 子会社	テンプレート グローバル アドバイザー ズ リミテッ ド	バハマ国 ナッソー	5,000米ド ル	資産運用 会社	無し	無し	サポート フィー契 約を締結	ファンド販売 支援業務 (注1)	78,822	未払金	7,995
親会社の 子会社	フランクリン テンプレート カンパニーズ エルエルシー	アメリカ合衆 国カリフォル ニア州サンマ テオ	100米ドル	一般業務 委託請負 会社	無し	無し	業務委託 関係	総務・経理・ インフォメー ションテクノ ロジー業務等 の委託 (注2)	380,518	未払金	44,241
親会社の 子会社	フランクリン テンプレート インベストメ ント トラス ト マネジメ ント リミ テッド	大韓民国 ソウル	192億 ウォン	資産運用 会社	無し	無し	業務委託 関係	委託業務の受 任(注3)	512,643	未収入金	52,122
親会社の 子会社	フランクリン テンプレート インベストメ ント マネジ メント リミ テッド	英国ロンドン	3百万 ポンド	資産運用 会社	無し	役員 1名	業務委託 関係	委託代行業務 の受任 (注4)	251,135	未収入金	22,168

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) ファンド販売支援に対する対価を支払います。
(注2) グローバルサービスフィー契約に基づいて算出された業務委託料金を支払います。
(注3) 委託業務契約に基づいて算出された委託業務報酬を受領します。
(注4) 委託代行業務契約に基づいて算出された委託代行業務報酬を受領します。

（１株当たり情報）

第11期 (自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日)	第12期 (自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)
1株当たり純資産額 148,568円74銭 1株当たり当期純利益金額（注） 39,113円23銭	1株当たり純資産額 160,367円20銭 1株当たり当期純利益金額（注） 23,191円39銭
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については潜在株式の発行が無いため、記載していません。	なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については潜在株式の発行が無いため、記載していません。

（注）１株当たり当期純利益金額の算定の基礎は、以下の通りであります。

	第11期 自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日	第12期 自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日
当期純利益（千円）	383,309	227,275
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	383,309	227,275
期中平均株式数（株）	9,800	9,800

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第13期中間会計期間末

(平成20年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金・預金	1,296,392
前払費用	20,301
未収入金	81,043
未収委託者報酬	130,703
未収運用受託報酬	114,931
その他流動資産	84
流動資産合計	1,643,457
固定資産	
有形固定資産	
建物付属設備	58,411
器具備品	50,919
有形固定資産合計	* 1 109,330
無形固定資産	14
投資その他の資産	
投資有価証券	206,461
長期差入保証金	140,898
投資その他の資産合計	347,360
固定資産合計	456,705
資産合計	2,100,163
負債の部	
流動負債	
預り金	22,405
未払金	367,455
未払手数料	79,939
未払費用	124,035
未払法人税等	24,899
未払消費税等	* 2 129
前受収益	3,534
流動負債合計	622,399
負債合計	622,399

純資産の部	
株主資本	
資本金	490,000
資本剰余金	
資本準備金	121,943
資本剰余金合計	<u>121,943</u>
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,011,369
利益剰余金合計	<u>1,011,369</u>
株主資本合計	<u>1,623,312</u>
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△145,549
評価・換算差額等合計	<u>△145,549</u>
純資産合計	<u>1,477,763</u>
負債純資産合計	<u>2,100,163</u>

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第13期中間会計期間

(自 平成20年4月1日

至 平成20年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	780,056
運用受託報酬	421,664
その他営業収益	165,392
営業収益計	1,367,113
営業費用及び一般管理費	* 1 1,386,425
営業損失(△)	△19,311
営業外収益	* 2 1,421
営業外費用	* 3 4,824
経常損失(△)	△22,714
特別損失	* 4 13,327
税引前中間純損失(△)	△36,042
法人税、住民税及び事業税	20,846
法人税等調整額	—
法人税等合計	20,846
中間純損失(△)	△56,888

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第13期中間会計期間

(自 平成20年4月1日

至 平成20年9月30日)

株主資本	
資本金	
前期末残高	490,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	490,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	121,943
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	121,943
資本剰余金合計	
前期末残高	121,943
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	121,943
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	1,068,258
当中間期変動額	
中間純損失	△56,888
当中間期変動額合計	△56,888
当中間期末残高	1,011,369
利益剰余金合計	
前期末残高	1,068,258
当中間期変動額	
中間純損失	△56,888

当中間期変動額合計	△56,888
当中間期末残高	1,011,369
株主資本合計	
前期末残高	1,680,201
当中間期変動額	
中間純損失	△56,888
当中間期変動額合計	△56,888
当中間期末残高	1,623,312
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△108,603
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△36,946
当中間期変動額合計	△36,946
当中間期末残高	△145,549
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△108,603
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△36,946
当中間期変動額合計	△36,946
当中間期末残高	△145,549
純資産合計	
前期末残高	1,571,598
当中間期変動額	
中間純損失	△56,888
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△36,946
当中間期変動額合計	△93,835
当中間期末残高	1,477,763

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第13期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	其他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (2) 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当中間会計期間の費用として処理しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第13期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
（リース取引に関する会計基準） 当中間会計期間より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用しております。 この変更に伴う損益に与える影響はありません。

表示方法の変更

第13期中間会計期間

(自 平成20年4月1日

至 平成20年9月30日)

(中間貸借対照表)

前中間会計期間において「未収投資顧問料」として表示していたものは、当中間会計期間より「未収運用受託報酬」として表示しております。

(中間損益計算書)

前中間会計期間において「投資顧問料」として表示していたものは、当中間会計期間より「運用受託報酬」として表示しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第13期中間会計期間末	
	（平成20年9月30日現在）	
* 1 有形固定資産の減価償却累計額	建物付属設備	40,348千円
	器具備品	66,845千円
* 2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

項目	第13期中間会計期間	
	（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）	
* 1 減価償却実施額	有形固定資産	7,160千円
	無形固定資産	15千円
* 2 営業外収益の主要項目	受取利息	1,395千円
* 3 営業外費用の主要項目	為替差損	4,824千円
* 4 特別損失の主要項目	固定資産除却損	13,327千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第13期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数 （株）	当中間会計期間 減少株式数 （株）	当中間会計期間 末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	9,800	-	-	9,800
合計	9,800	-	-	9,800

自己株式について、該当事項はありません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第13期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
該当事項はありません。

(有価証券関係)

第13期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（千円）	中間貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
その他	352,010	206,461	△145,549
合計	352,010	206,461	△145,549

(デリバティブ取引関係)

第13期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第13期中間会計期間	
（自 平成20年４月１日	
至 平成20年９月30日）	
１株当たり純資産額	150,792円19銭
１株当たり中間純損失金額	5,805円00銭
なお、潜在株式調整後１株当たり中間純損失金額については潜在株式の発行がないため、記載しておりません。	
１株当たり中間純損失金額の算定の基礎	
中間損益計算書上の中間純損失	56,888千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失	56,888千円
期中平均株式数	9,800株

（重要な後発事象）

第13期中間会計期間	
（自 平成20年４月１日	
至 平成20年９月30日）	
該当事項はありません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下③④において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ③ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ④ 上記②③に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

①定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

本有価証券報告書提出前1年においては、定款の記載事項である「目的」中に記載している事業の表記を金融商品取引法に則った表記へ改める等のため、平成20年11月5日付で変更を行いました。

②訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額 (平成20年9月末日現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成20年9月末日現在)	事業の内容
安藤証券株式会社	2,280百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
いちよし証券株式会社	14,577百万円	
エース証券株式会社	8,831百万円	
エル・ピー・エル日本証券株式会社	5,530百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
東洋証券株式会社	13,494百万円	
丸三証券株式会社	10,000百万円	
楽天証券株式会社	7,445百万円	
株式会社沖縄銀行	22,725百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
住友信託銀行株式会社	287,537百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
三井生命保険株式会社	137,280百万円	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託者として信託財産の保管・管理・計算、外国有価証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行います。なお、受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

＜参考：再信託受託会社の概要＞

名 称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成20年9月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱いを行い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3 【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、下記の書類を関東財務局に提出しています。

提出日	書類名
平成20年4月18日	有価証券届出書
平成20年4月18日	有価証券報告書
平成20年10月20日	半期報告書
平成20年10月20日	有価証券届出書の訂正届出書
平成20年10月21日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成20年3月11日

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフランクリン・テンプルトン 日本株オープンの平成19年1月31日から平成20年1月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・テンプルトン 日本株オープンの平成20年1月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月27日

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大 木 一 昭
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鶴 田 光 夫
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月11日

フランクリン・templton・インベストメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフランクリン・templton 日本株オープンの平成20年1月31日から平成21年1月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・templton 日本株オープンの平成21年1月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フランクリン・templton・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月25日

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※） 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。